

件名	愛媛県特別会計条例及び愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する等の条例
主管課	保健福祉課医療保険室
根拠法令等	改正国民健康保険法第 10 条（愛媛県特別会計条例関係） 改正国民健康保険法第 81 条の 2 第 1 項（愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例関係）
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p>平成 30 年度から国民健康保険の財政運営を都道府県が担うことに伴い、改正国民健康保険法第 10 条により、国民健康保険事業特別会計を設置する必要があるため、愛媛県特別会計条例の一部を改正する。</p> <p>同様に、改正国民健康保険法第 81 条の 2 第 1 項により、基金設置のほか、県や市町の財源不足時の交付・貸付に関する規定を定める必要があるため、愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する。</p> <p>また、広域化等支援基金が廃止されるため、愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成 14 年愛媛県条例 1400 号外 1）を、調整交付金の制度が、市町への交付から県特別会計への繰出金に改正されるため、愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例（平成 17 年愛媛県条例第 80 号）を廃止する。</p> <p>&lt;愛媛県特別会計条例&gt; 国民健康保険事業特別会計の設置</p> <p>&lt;愛媛県国民健康保険財政安定化基金&gt; （貸付及び交付事業等の新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の収納不足市町に対し、政令で定める範囲内の額の資金を貸し付ける事業</li> <li>・特別の事情があると認められる県内の収納不足市町に対し、政令で定めるところにより算定した額の二分の一以内の額の資金を交付する事業</li> <li>・県において財源不足が発生した場合、政令で定めるところにより算定した額の範囲内で基金を取り崩し、特別会計に繰り入れる。</li> </ul> <p>（処分の特例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改革による新たな支援制度等のため、平成 30 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間、法附則第 25 条の規定に基づき、その一部を処分することができる。</li> </ul>	
施行日	平成 30 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	